

滝財第1026008号

平成29年10月27日

各部長等 様

企画総務部長 加賀谷 建

平成30年度当初予算編成要領等について（通知）

標記の件について、滝沢市財務規則第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

#### 記

#### 1 通知区分

- (1) 平成30年度当初予算編成要領
- (2) 予算編成留意事項
- (3) 当初予算編成積算基準表
- (4) その他関係資料（庁内グループウェア財務課掲示板に掲示）

#### 2 予算要求入力期間

- (1) 平成29年11月6日（月）から11月24日（金）まで

#### 3 予算要求上の注意事項

- (1) 予算要求については、実行計画企画入力で入力している平成30年度の事業費積算データ（歳出のみ）を暫定的な予算要求額として、財務会計システムの予算編成メニュー「歳出予算見積入力」へ反映しているので、必要に応じて予算要求内容を変更すること。
- (2) 各部等においては、平成30年度当初予算に係る一般財源額が財務課の示す配分額（別紙1）に収まるよう部等ごとに予算調整の上、予算要求を行うこと。
- (3) 予算要求額の算定に当たっては、平成30年度当初予算編成要領、予算編成留意事項及び当初予算積算基準表を熟読すること。
- (4) 財務会計システムへの入力をもって、予算見積書が企画総務部長宛てに提出されたものとみなし、帳票等の提出及び入力完了の報告は不要とする。

## 平成30年度当初予算編成要領

### (目的)

第1条 この要領は、平成30年度滝沢市歳入歳出予算の編成について必要な事項を定めることを目的とする。

### (予算の編成方法)

第2条 歳入予算の編成は見積り予算方式によるものとし、歳出予算の編成は示達予算方式、要求予算方式及び枠配分方式の併用によるものとする。

2 予算の編成において、歳出予算を次の各号に掲げる経費区分に分類する。ただし、歳入予算については、原則的に義務的経費として分類し、特定財源として事業へ充当する場合は、充当先事業の経費区分と同じ経費区分として分類する。

#### (1) 義務的経費

「事業実施について、選択の余地がない事業」に要する経費であり、具体的には以下のとおりとする。

ア 「市町村が実施しなくてはならない」旨が、国や県の法令等で明確に示されている事業

イ 国・県計画、債務負担行為、負担金（国・県・一部事務組合に限る）に関する必ず実施しなくてはならない事業

ウ 市の行財政の基幹を担う事業(電算処理関係や税務・収納等に関する事業)

#### (2) 準義務的経費

重点事業（幸福感を育む環境づくりへ向け、市民が幸福感を判断する三大要素とセーフティネット（安全・安心）に関連性の強い事業）に要する経費とする。

#### (3) 非義務的経費

以下の事業に要する経費とする。

ア 国及び県の「できる規定」又は「包括的規定」により、国及び県の補助等を受けて市が行う事業で、事業実施の判断が市に委ねられている事業

イ 市単独事業

ウ その他（1）及び（2）に当てはまらない事業

### (見積り予算)

第3条 各部長等は歳入予算の要求について、見積り内容を財務会計システムに入力し、予算要求することとする。

### (示達予算)

第4条 企画総務部長は次の各号に定める経費について、示達額を調整し、各部長等へ通知するものとする。

- (1) 2節 給料
- (2) 3節 職員手当等（月額以外で定められた特殊勤務手当を除く。）
- (3) 4節 共済費
- (4) 12節 役務費（建物及び自動車損害共済保険料に限る。）  
（重点事業等）

第5条 重点事業については、平成27年10月20日実施の政策調整会議で決定された11事業のうち、平成28年度で事業完了となった交流拠点複合施設整備事業を除く、以下の10事業であるが、重点事業を問わず全事業においてゼロベースで事業を見直した上で予算要求すること。

- (1) 地域自治活動事業
- (2) 滝沢地域づくり活動推進補助事業
- (3) 育児支援事業
- (4) 乳幼児保健事業
- (5) 特定不妊治療助成事業
- (6) 企業誘致事業
- (7) 産学官共同研究事業
- (8) 地域人材育成のための事業
- (9) 起業機会創出支援事業
- (10) 新設校整備事業

（予算編成）

第6条 各部長等は、第2条に規定する経費を予算要求するものとし、特別会計を所管する部長については、特別会計予算についても併せて予算要求するものとする。ただし、第4条に規定する経費以外の予算要求に当たっては、財務課が示す一般財源の配分枠内で事業を実施できるよう事業費及び財源を調整の上、予算要求を行うものとする。

2 企画総務部長は前項に規定する予算の要求があった場合、内容の審査、調整及び査定を行うものとする。なお、内容の審査、調整及び査定に当たって、必要と認められる場合は各部長等から事情を聴取することがある。

3 企画総務部長は必要に応じて、当該事業の担当部長等へ事業単位で要求の差戻しを行う場合がある。差戻しを受けた担当部長等は、企画総務部長が示す基準内に調整した額を予算見積書に見え消しで記載し、再提出するものとする。

（当初予算調整会議）

第7条 平成30年度当初予算案の策定に当たり、全庁的な予算調整や事業実施に係る検討等を行う場合は、当初予算調整会議（以下「調整会議」という。）を必要に

応じて実施するものとする。

2 調整会議は市長が主宰するものとし、企画総務部長が総括するものとする。

3 調整会議の構成員は次に掲げる職員とする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 部長等（福祉事務所長を含む。）
- (5) 会計管理者
- (6) 教育委員会事務局教育次長
- (7) 議会事務局長

4 調整会議の出席者は、前項に定める者のほか、必要に応じて企画総務部財務課の職員及び説明補助者等を出席させることができるものとする。

（歳入、歳出予算の款、項及び目の区分）

第8条 歳入及び歳出予算の款、項及び目の区分は、平成29年度の例によるものとする。